

2023 年度入試 特別選抜 口述試験出題趣旨

(社会人・他学部出身者選抜)

この口述試験は、①幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程および結果を的確に表現する論述力を受験者が有するかどうか、さらにその能力を前提に、②正義と権利に敏感で、社会・経済に対する強い関心を持ち、そこで生じている問題を発見し、これを適切に処理することができる基本的能力を受験者が有しているかどうかを判定する目的で実施される。

口述試験は、受験者を4つのグループ（午前2グループ、午後2グループ）に分ける形で、対面で行われた。いずれも受験者一人に対し課題文を提示し、それに関連する2つ（または3つ）の設問について質疑応答を行う形で上述の能力の判定が行われた。課題文は、(1)瀧川裕英ほか『法哲学』（有斐閣、2014年）325－332頁〔瀧川執筆〕、(2)伊藤亜紗「『うつわ』的利他——ケアの現場から」伊藤亜紗編『「利他」とは何か』（集英社新書、2021年）21－31頁、(3)ホセ・ヨンパルト＝金澤文雄『法と道徳—リーガル・エシックス入門—』（新版）（成文堂、1983年）49－54頁、(4)丸田隆『アメリカ陪審制度研究—ジュリー・ナリフイケーションを中心に—』（法律文化社、1988年）274－278頁を、原文を一部省略・修正して使用している。

口述試験で問われた2つ（または3つ）の設問のうち、第1問は（設問が3つあるものについては第2問も）課題文の読み取り、要約、その内容の適切な表現を求めるものであり、上述の①の能力を判定するものである。第2問（設問が3つあるものについては第3問）は、第1問を（設問が3つあるものについては第2問も）踏まえた上で、自己の見解を論理的に表現することを求めるものであり、上述の①に加えて②の能力を判定するものである。いずれの問題も、法律学にかかる特別な知識の有無や法律の条文を解釈する能力等を評価の対象とするものではない。

(5年一貫型教育選抜)

この口述試験は、①幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程および結果を的確に表現する論述力を受験者が有するかどうか、さらにその能力を前提に、②正義と権利に敏感で、社会・経済に対する強い関心を持ち、そこで生じている問題を発見し、これを適切に処理することができる基本的能力を受験者が有しているかどうか、さらに③法律基本科目のうちの基礎科目（法学未修者コースの1年次で開講されている科目に相当）について既に十分な専門的学識を有しているかどうか、を判定する目的で実施される。

口述試験は、受験者を2つのグループに分ける形で、対面で行われた。いずれも受験者一人に対し、法曹コース在学中の成績及び出願書類に基づき質疑応答を行うものであり、これらの成績及び書類で示された受験者の上記①から③の各能力をさらに追加的に確認するために実施されたものである。